

北見市自動販売機設置者募集に関する質疑応答

平成 31 年 3 月 1 日
北見市 総務部 資産経営課

平成 31 年 3 月 1 日付けで通知しております「北見市自動販売機設置者募集要項」について、補足説明として Q&A 方式にて質疑応答を掲載いたします。

No.	質問	回答
1	申込みに必要な書類のうち、「自動販売機設置の実績を証明する書面」はどのようなものが対象となりますか。	自動販売機を設置していたことが確認できる書類であれば、どのようなものでも構いません。ご心配の方は、公募に関する問い合わせ先にご相談下さい。
2	申込みに必要な書類として、「納税証明書」、「印鑑登録証明書」、「登記事項証明書」、「自動販売機設置の実績を証明する書面」とありますが、複数の物件に応募する場合、これらの証明書は応募する物件毎に必要となりますか。	1 部の提出で問題ありません。
3	市内に支店及び営業所等のサービス拠点のみを有する者については、「委任状」が必要とのことでしたが、複数の物件に応募する場合、委任状は応募する物件毎に必要となりますか。	委任状は応募する物件毎に必要となります。
4	「委任状」の委任者、受任者に捺印する印鑑は、何を用いれば良いのでしょうか。	委任者は実印、受任者は営業所等の印鑑を用いて下さい。
5	図面に記載されている寸法には、「回収ボックス」の設置面積も含まれていますか。	回収ボックスの設置面積は含まれていません。なお、回収ボックスを設置する場所やごみ回収時期については、施設管理者の指示に従ってください。
6	申込みに必要な書類「納税証明書」は、税務署が発行するもの（法人税）と、市が発行するもの（法人市民税）のどちらになりますか。	市が発行するもの（法人市民税）で滞納がない旨の証明書を提出してください。